

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成29年10月3日
佐伯市農業委員会

第1 基本的な考え方

本市は、大分県南東部に位置しており、面積903.11平方キロメートル、海岸線延長約270km、九州で一番広い面積をもち、地勢は九州山地から広がる山間部、一級河川番匠川下流に広がる平野部、リアス式海岸の続く海岸部に大きく分けられる。このような地勢や温暖な気候を利用した農業は、基幹作物の水稲（一部地域では早期米）、イチゴ・ナス・ニラ・アスパラガスなどの野菜、温州ミカン・ポンカンなどの果樹、キク・スイートピー・ホオズキなどの花き、また茶など多岐にわたっている。

近年、本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手の減少及び兼業化の進行、鳥獣被害の拡大による営農意欲の減退を要因とする耕作放棄地の増加など厳しさを増している。このため、遊休農地の発生防止・解消に努めていく一方、担い手の育成・確保、集落営農組織・法人化の推進、施設園芸作物の栽培促進、地産地消の推進等、地域の実情に応じた農業施策が求められている。また、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業などを活用して取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、当農業委員会の指針として、具体的な取組を下記のとおり定める。

なお、この指針は、平成25年12月に政府が「農林水産業・地域の活力創造プラン」で、今後10年間で、担い手が利用する農地面積の割合を全農地の8割に拡大することを目標に掲げたことから、それに合わせて平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年3月)	1,980 ha	373 ha	18.8%
3年後の目標 (平成32年3月)	1,980 ha	360 ha	18.2%
目 標 (平成36年3月)	1,980 ha	340 ha	17.2%

注1：現状の「管内の農地面積」は、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の数値と同じ「耕地及び作付面積統計」における耕地面積。

注2：現状の「遊休農地面積」は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積。

(2) 具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査及び同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について、農業委員と推進委員で協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、国から示された「農地法の運用について」に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整（農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチング）を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査による農家の意向を踏まえ、農地中間管理機構へ報告し、農地の利用集積・集約化につなげる。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年3月)	1, 980 ha	437.5 ha	22.1%
3年後の目標 (平成32年3月)	1, 980 ha	792.0 ha	40.0%
目 標 (平成36年3月)	1, 980 ha	1, 485.0 ha	75.0%

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手		
		認定農業者		認定新規 就農者
		個人	法人	
現 状 (平成29年3月)	2, 357 戸 (180 戸)	113 経営体	21 経営体	16 経営体
3年後の目標 (平成32年3月)	2, 121 戸 (162 戸)	126 経営体	24 経営体	17 経営体
目 標 (平成35年3月)	1, 972 戸 (150 戸)	126 経営体	24 経営体	20 経営体

注1：現状の「総農家数（うち、主業農家数）」は、2015年農林業センサスの数値。

(2) 具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、215集落33プランの人・農地プラン変更に向けた集落説明会や農業者への営農に関する意向調査での意見等を通じて、農業者の意思と地域の状況を考慮した実現性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに協力する。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 市、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等について状況把握を行い、「人・農地プラン」の作成・見直しとともに、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

また、農地中間管理事業での活用の主となっている水稲耕作地以外の農地についても、借り受けできるようマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のため更なる利用の調整と利用権の再設定の推進に協力する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取組みを推進する。

④ 地域の特性を生かした農地利用について

- 農業経営の効率化を図るため、地域の特性を生かした団地化を図るなどの農地利用を推進する。

⑤ 所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
平成28年度(実績)	2 経営体 (0.7 ha)
平成32年3月(目標)	11 経営体 (5.2 ha)
平成36年3月(目標)	23 経営体 (11.2 ha)

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や地域農業の維持発展等を考慮しながら、必要な経営体数を試算する。

(2) 具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向の参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談に応じる。

② 新規就農フェア等への参加について

- 市、農協等と連携し、新規就農フェア等に参加することで情報の収集に努める。

③ 研修制度のPRについて

- 新規就農者を確保するため、ファーマーズスクール研修制度があることや各種支援策があることをPRするとともに、県内外からの新規就農者に対しては、移住・定住対策と一体的に取り組む。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業に関係する科がある高等学校からの就農が増えるよう、関係機関に働き掛ける。
- 新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の調整を図るとともに、将来の担い手を育てる役割を担う。